

第5章

韓国

関税

高関税品目

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意後の非農産品の単純平均譲許税率は10.2%であるが、衣類が平均28.3%（最高35%）と相対的に高い譲許税率となっているのをはじめとして、ガラス製の信号用品及び光学用品（35%）、銅製品（13～16%）、アルミ製品（13～16%）等高関税品目が存在する。また、譲許率は電気機器が74.3%等となっており、非農産品全体では93.9%である。非譲許品目としては、貨物自動車（実行税率10%）、発電機（実行税率8%）、医薬品（実行税率8%）等がある。

なお、1997年7月に、ITAに参加したことにより、情報技術製品の関税率が2004年までに無税化された。また、1999年には前年10月の米韓自動車交渉の結果、乗用車の譲許税率（最高80%）を一律8%に引き下げた。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市

場アクセスの改善について交渉が行われている。上述の韓国の自由化に向けた努力は評価できるが、韓国はOECD加盟国であり、先進国の一員として自由貿易の推進を図るべき立場にあることや、韓国の世界貿易に占める地位等を考えると、今後更なる自由化が期待される。

基準・認証制度

リチウムイオン電池の強制認証制度

<措置の概要>

2009年4月23日、韓国政府は7月1日よりリチウムイオン電池に対する新たな安全規制を導入することを発表した。リチウムイオン電池を韓国で販売又は韓国に輸入する際には、製品検査の試験・検査を行うことが義務付けられたが、この試験・検査機関が韓国内の少数の機関に限定されており、また、十分な準備期間が確保されていないことから、各国は懸念を表明していた。（その後、2009年6月23日、韓国政府は12月末までの経過期間を設けて行政処分などを猶予し、韓国が外国から輸入する場合、別途の追加試験無しに、韓国政府が認める海外の試験・検査機関から発給を受けた試験成績書を活用できるとするなど、制度の改善が図られている。）

<国際ルール上の問題点>

本制度については、韓国側は2008年10月にWTO・TBT協定に基づく通報を行っており、製

品の安全性を確保するという目的自体は理解できるものである。一方、当初、認定の際の試験・検査機関を一部の機関に限定しており、外国企業にとってTBT協定第5.1.2条に規定される国際貿易に対する不必要な障害となりうる可能性があった。

<最近の動き>

我が国は2009年6月、二階経済産業大臣（当時）が懸念を表明。その直後に韓国政府は、経過期間を設け行政処分などを猶予するとともに、韓国政府が認める海外の試験・検査機関から発給を受けた試験成績書を活用できる旨発表を行った。その後もOECD閣僚理事会の場を利用し、本件について二階経済産業大臣と金通商交渉本部長が会談の場をもった他、WTO・TBT会合においても、各国と共に懸念を表明した。韓国政府と協議を続けた結果、日本国内での試験によりリチウムイオン電池を輸出することが可能となり、現在では、問題は解消された。

知的財産

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

韓国における知的財産法制については、TRIPS協定の履行期限を前倒しにして1999年末以前に整備を完了し、TRIPS理事会における協定の実施レビューを受ける等、制度整備面からその取組について評価することができる。

しかしながら、国内調査結果（特許庁「2008年度模倣被害調査報告書（2009年3月）」）によれば、模倣被害ありと回答した我が国企業のうち、27.5%が韓国で製造、経由、販売消費いずれかの被害を受けていると報告されている他、日本の税関における知的財産権侵害疑義物品の輸入差止件数を仕出し国別で見ると、全差止件数の12.4%（前年と比較して約27.4%減）を韓国が占めている等、そのエンフォースメントについては問題な

しとは言えない。

これに関して、2004年12月に両政府が署名、同日発効した「日韓税関相互支援協定」を踏まえ、我が国は、韓国政府と水際での取り組みについて協力を推進しているところである。なお、韓国政府においても刑事処罰の量刑強化や損害額の推定規定の改正等制度面での改善がなされている。特に、模倣品等対策に有効な制度である、形態模倣規制の導入等を内容とする不正競争防止法の改正がなされており、このようなTRIPS協定による義務以上の取組については高く評価できる。また、2009年には不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律、デザイン保護法及び著作権法等の改正が行われている。

しかし、知的財産の適切な保護及びTRIPS協定の的確な履行の確保の観点から、産業界・権利者等の制度利用者から具体的な問題点についての一層の情報提供を促しつつ、運用面での取組について、引き続き注視していく必要がある（第2章「ASEAN諸国」の「[1] アジア諸国全般」を参照）。